

水木学区コミュニティ推進會会則

(名称)

第1条 本会の名称は水木学区コミュニティ推進會（以下「水木推進會」という。）という。

(目的)

第2条 水木推進會は、水木小学校の学区内（以下「水木学区内」という。）の地域住民、町内會、自治會等の相互の連携を図り、明るく住みよい地域社會を築くことを目的とする。

(事務所)

第3条 水木推進會事務所は、日立市水木交流センター内（日立市水木町2-23-20）に置く。

(事業)

第4条 水木推進會は、第2条の目的を達成するため、水木交流センター運営委員會と協力して次の事業を行う。

- (1) 地域住民とコミュニケーションを図り、自主防災や地域福祉、青少年健全育成活動を行う。
- (2) まちを美しくし、生活環境を改善する運動、自然を守る運動を進める。
- (3) 文化、スポーツ、レクリエーションなどの活動を行い、地域住民の交流と親睦を図る。
- (4) その他必要な事業を行う。

(會員)

第5条 水木推進會は、水木学区内に居住するすべての地域住民を會員とする。また、水木学区内の各種団体及び事業所に属する者、水木推進會が認めた個人及び団体を加えることができる。

(組織)

第6条 水木推進會は、水木南、水木北、水木西1、水木西2、東大沼、森山、新森山の7つの支部を置く。

2 水木推進會は、事業推進に関心が深い住民や町内會・自治會の代表者などの地域推進員（以下「推進員」という。）、及び役員をもって組織する。また、事業の推進を図るために、別表に掲げる専門部を置く。会長が必要と認めた場合には、常任役員會に諮り、別に専門部を置くことができる。

3 水木学区社會福祉協議會（以下「水木学区社協」という。）は、日立市社會福祉協議會（以下「市社協」という。）が定める地区（学区）社會福祉協議會の機能を有する組織で、専門部は「社協」と称する。

(役員)

第7条 水木推進會には次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長 | 若干名 |
|---------|-----|---------|-----|

- | | | | |
|------------|-----|-----------|-------|
| (3) 支部長 | 7 名 | (4) 副支部長 | 7 名 |
| (5) 幹 事 | 若干名 | (6) 書 記 | 2 名 |
| (7) 会 計 | 4 名 | (8) 専門部部長 | 各 1 名 |
| (9) 専門部副部長 | 若干名 | (10) 会計監査 | 2 名 |

2 会計のうち 2 名は、水木学区社協を担当する。

(役員を選任)

第 8 条 総務部長は次期会長及び会計監査を選出するため、総会の 2 か月前に選考委員会を設置する。選考委員は 18 名（副会長 1 名、支部から各 1 名の 7 名、専門部から各 1 名の 10 名）とする。会議は 15 名以上の出席で成立し、選考委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

2 支部長、副支部長、幹事については、支部内で推進員の合議により、選任することを原則とするが、会長が委嘱することもできる。

3 副会長、会計、書記、専門部部長及び副部長は、会長が会員の中から委嘱する。

4 副支部長は、幹事の中から互選により選出する。

5 会長、以下役員は総会で承認を得る。

(顧問)

第 9 条 水木推進会に必要な応じて顧問を置くことができる。顧問は、会長の要請により、各会議に出席し意見を述べることができる。

(役員の任期)

第 10 条 会長、会計監査の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、通算 3 期 6 年を限度とする。

2 支部長、副支部長、幹事の任期は、各支部内の規定によるが、水木推進会役員としての再任は妨げない。

3 会長の委嘱により任命された役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

(任期途中の役員変更)

第 11 条 会長以外の役員が任期途中で退任しようとするときは、会長に申し出なければならない。

2 会長は、前項の申し出がやむを得ないと認めたときは、解任することができる。

3 前項規定により役員に欠員が生じたときの補充は会長に一任する。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員と推進員の任務)

第 12 条 会長は、水木推進会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 支部長は、各支部内の組織及び事業の推進を図り、コミュニティ活動を推進する。

4 役員は、役員会を構成し、次の任務を行う。

- (1) 水木推進会の事業及び予算の審議
- (2) 決算の審議

- (3) 各支部運営の連絡調整
 - (4) 各専門部運営の連絡調整
 - (5) その他、必要事項
- 5 総務部長は、水木推進会の事務を統括するとともに、他部門との連絡調整及び役員会で審議する議案を提出する。
- 6 専門部部長は、部内を統括し、副部長は、部長を補佐する。推進員から選出された専門部員は、事業推進に当たる。
- 7 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 幹事は、支部長を補佐し、支部内の円滑な運営を図る。
- 9 書記は、総会、役員会、常任役員会の記録を行う。
- 10 会計は、水木推進会の経理を行う。
- 11 会計監査は、水木推進会の会計を監査する。
- 12 各支部内の推進員は、支部長の下、お互いに連絡協調し、地域住民のコミュニケーションを図り事業推進に当たる。また、水木学区社協が行う募金活動等の事業に協力する。

(会議)

第13条 水木推進会の会議は、総会、役員会、常任役員会、三役会とする。

- 2 総会、役員会、常任役員会、三役会は会長が招集する。
- 3 総会及び役員会は、半数以上の出席をもって成立する。議事は、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決する。
- 4 総会及び役員会を欠席するときは、会長に委任状を提出する。委任状が提出されない場合は自動的に会長に委任したものとする。
- 5 役員会は、会長、副会長、支部長、書記、会計、専門部部長、会計監査で構成し、総会の事前調整を行う。
- 6 常任役員会は、会長、副会長、支部長、書記、会計、専門部部長で構成し、事業の調整及び運営、補正予算の決議を行う。ただし、水木学区社協を担当する会計役員の出席は求めない。
- 7 三役会は、会長、副会長、総務部長で構成し、常任役員会で行う審議や報告事項等の事前調整を行う。
- 8 総会の議長は出席者の中から選出する。
- 9 役員会、常任役員会、三役会の議長は会長が行う。

(総会)

第14条 総会は各町内会、自治会、地域住民その他を代表する者、並びに第7条に記載する役員で構成する。

- 2 毎年4月中に定期総会を開催し、次の事項を審議決定する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

- (1) 役員の選任と解任

- (2) 年間の事業計画、予算、決算等
- (3) 会則の改廃
- (4) その他、必要と認める事項

(会計)

第15条 水木推進会の経費は、日立市からの補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(財政調整基金)

第16条 水木推進会の会計予算収入に不足が生じた場合及び特別な事業（記念事業等）の財源として積み立てるため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金に積み立てる資金は、次の各号に定める。

- (1) 水木推進会が実施する事業（売店、バザー等）の収益金
- (2) 地域住民等からの寄付金
- (3) 基金から生じる益金

3 基金は金融機関への預金ほか、確実かつ有利な方法により管理する。

4 基金の取り崩しは次の各号に定める。

- (1) 水木推進会の会計予算収入に不足が生じた場合や特別な事業に充てるとき。
- (2) 基金を取り崩すときは、常任役員会で審議決定する。
- (3) 緊急に取り崩す必要が生じた場合は、会長の指示で取り崩すことができる。

5 基金の状況については、定期総会で報告する。

6 基金運用で生じた上記以外の必要事項は会長が別に定める。

(会計年度)

第17条 水木推進会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(継続の原則)

第18条 水木推進会の運営については、前年度に決定された事項が未完了の場合は、新しく選任された役員と推進員は継続して達成に当たる。

(自主防災)

第19条 水木学区自主防災組織規約に基づき、地震その他の災害（以下「地震など」という。）による被害の防止及び軽減を図る。

2 自主防災活動は次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災資機材の整備
- (4) 避難行動要支援者の対応
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(水木学区社協)

第20条 水木学区社協の予算は水木推進会の特別会計として計上し、活動内容は

別に定める内規のとおりとする。

2 地域福祉事業に要する経費として市社協が負担する負担金の使途は、地域福祉事業に要する費用に限定される。

3 負担金に係る地域福祉事業の計画、予算、決算、事業報告、水木学区社会福祉協議会ふくし基金（以下「ふくし基金」という。）の予算、決算について、様式に従い市社協に提出する。

4 ふくし基金は、別に定めるふくし基金設置規程に基づき運用する。

5 会長は、市社協の依頼に基づき、水木学区社協の事務局に配置する地域福祉推進員を委嘱する。地域福祉推進員配置に係る費用は、市社協負担金から充てる。

（日立市事業協力委員）

第21条 水木推進会は、土木委員や不法投棄監視委員など、日立市事業協力委員と連携して事業を推進する。

（コミュニティ環境活動基金）

第22条 令和4年度から日立市で始めたコミュニティ環境活動交付金は使途が確定するまでコミュニティ環境活動基金として積み立てる。

2 コミュニティ環境活動基金の保管、取り崩し、状況報告は基金と同様に取り扱う。

（褒賞）

第23条 水木推進会の活動に長期にわたり貢献したのに対し、記念品を添えて感謝状を贈呈する。

2 地域及び水木推進会の名を、国、県、市などに高揚したと認めたとき。

3 その他必要と認めたときは、常任役員会で審議決定する。

（その他）

第24条 この会則に定められたもののほか、必要な事項が生じたときは、常任役員会の同意を得て処置する。

別表

名 称	内 容
総務部	1 総会、常任役員会に関すること 2 推進会の運営促進、人材育成に関すること 3 「水木まつり」の企画・運営に関すること 4 その他、各部に属さないこと。
広報部	1 会報「水木」発行に関すること 2 その他、広報に関すること
自主防災部	1 防災訓練に関すること 2 防災研修、リーダー育成に関すること 3 消防署との連絡に関すること

防犯パトロール部	1 学区内のパトロールに関すること 2 登下校時の見守りパトロールに関すること 3 防犯広報の実施に関すること
環境部	1 美化活動や環境改善活動に関すること 2 ゴミ回収キャンペーンに関すること 3 河川の浄化清掃協力に関すること
青少年育成部	1 地域の子ども達との交流に関すること 2 講演会、研修会、懇談会などに関すること 3 危険個所の点検に関すること
文化部	1 ミニギャラリー運営などに関すること 2 文化講演会や研修会など諸行事に関すること 3 日立的魅力再発見ウォークに関すること
健康推進部	1 健康体操など健康啓蒙に関すること 2 地域のふれあいとボランティアの仲間づくりに関する こと 3 健康増進プランづくりに関すること
スポーツ部	1 スポーツ、レクリエーション活動に関すること 2 スポーツを通し健康増進、交流・親睦を図ること 3 日立市スポーツ協会行事支援に関すること
社協	1 地域福祉のための啓発、研修、広報及び調査研究に 関すること 2 支援を必要とする方を支え合うチームづくり 3 介護予防の支援と健康づくり 4 親子や子ども同士のふれあいづくり 5 地域のふれあいとボランティアの仲間づくり

(付則)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ・昭和63年(1988年)8月21日から施行 | ・平成元年(1989年)5月7日一部改正 |
| ・平成2年(1990年)4月22日一部改正 | ・平成4年(1992年)4月26日一部改正 |
| ・平成6年(1994年)4月23日一部改正 | ・平成11年(1999年)4月24日一部改正 |
| ・平成12年(2000年)4月23日一部改正 | ・平成18年(2006年)4月2日一部改正 |
| ・平成20年(2008年)4月13日一部改正 | ・平成21年(2009年)4月12日一部改正 |
| ・平成22年(2010年)4月18日一部改正 | ・平成24年(2012年)4月14日一部改正 |
| ・平成25年(2013年)4月13日一部改正 | ・平成26年(2014年)4月13日一部改正 |
| ・平成28年(2016年)4月17日一部改正 | ・平成31年(2019年)4月20日一部改正 |
| ・令和6年(2024年)4月14日一部改正 | ・令和7年(2025年)4月13日全面改正 |